

上野地区三機関公共工事入札監視委員会に関する実施要項

平成 30 年 3 月 30 日

上野地区三機関決定

国立大学法人東京芸術大学

独立行政法人国立科学博物館

独立行政法人国立文化財機構

(目的)

第1条 この実施要項は、「上野地区三機関公共工事の入札及び契約の適正化に関する協定書」(平成 30 年 3 月 30 日) (以下「協定書」という。) 第2条に基づき、国立大学法人東京芸術大学、独立行政法人国立科学博物館及び独立行政法人国立文化財機構 (以下「三機関」という。) が共同で設置する公共工事入札監視委員会 (以下「委員会」という。) に関する事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 三機関において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務 (以下「公共工事」という。) に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 前号の報告から委員会が指定した公共工事に関し、次に掲げる事項について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点について、必要な範囲で、当該公共工事を発注した機関の長に意見の具申又は勧告を行うこと。
 - イ 一般競争に係る参加資格の設定理由及び経緯等
 - ロ 指名競争に係る指名理由及び経緯等
 - ハ 企画競争及び参加者の有無を確認する公募手続きを行った契約方式に係る公募要件等の設定理由及び経緯等
 - ニ 契約方式の選択理由及び経緯等
- (3) 次に掲げる事項に係る再苦情処理 (苦情の申し立てに対する回答に不満のある者が再度申し立てた苦情に係る処理をいう。) について審議を行い、意見書を作成して、当該再苦情の申し立てがなされた機関の長に、再苦情の申し立てがあった日から起算して概ね 50 日以内に報告を行うこと。
 - イ 入札及び契約手続 (「政府調達に関する協定」(平成 7 年 12 月 8 日条約第 23 号) の適用を受ける公共工事を除く。)
 - ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起
 - ハ 工事成績評定
- (4) その他三機関の長が審議を要すると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員 3 名以上をもって組織する。

- 2 委員は、各機関が推薦する中立かつ公正な立場で客観的に入札及び契約についての審議その他必要な任務を適切に行うことのできる学識経験者等のうちから、三機関の長の合議を経て、当該学識経験者等を推薦した機関の長より委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じたときは、その都度補充する。この場合における補充の委員の任期は、前任

者の在任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(開催)

第6条 委員会は委員の過半数が出席しなければ、成立しない。

2 第2条第1項第1号及び第2号の事項に係る委員会は、年1回以上開催する。

3 第2条第1項第3号の事項に係る委員会は、再苦情処理の必要に応じて開催する。

4 第2条第1項第4号の事項に係る委員会は、三機関の長の諮問に基づき開催する。

5 前3項に規定する会議は非公開とする。

(指定の方法)

第7条 委員会は、委員の合議により、第2条第1項第2号に規定する公共工事の指定を行う。

2 委員会は、前項に規定する手続きを、あらかじめ指定した委員に委任することができる。

3 前項の規定により委任を受けた委員は、公共工事の指定結果について、第2条第1項第2号に基づく審議に先立ち、委員会に報告しなければならない。

(審議参加の制限)

第8条 委員は、第2条第1項第2号から第4号の事項に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に關係ある議事に加わることはできない。

2 委員は、前項の規定に該当する議事のある場合は、遅滞なく委員会に申し出るものとする。

(意見の聴取)

第9条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、第2条の事項を処理する上で、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も、同様とする。

(公表事項)

第11条 第6条に基づき委員会を開催した場合には、議事の概要を公表する。

2 委員会は、第2条第1項第2号により意見の具申又は勧告を行った場合は、これを公表するものとする。

3 委員会は、第2条第1項第3号により意見書を作成し、報告を行った場合は、これを公表するものとする。

4 委員会は、第2条第1項第4号の三機関の長の諮問事項に対し答申を行った場合は、これを公表するものとする。

5 公表は各機関のホームページにおいて行う。

(実施要項の改正)

第12条 この実施要項の改正は、協定書第4条に規定する連絡会議の協議を経て行うものとする。

(雑則)

第13条 委員会の庶務は三機関による分担制とする。

2 この実施要項に定めるもののほか、前項、委員会の運営及び費用負担に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この実施要項は、平成30年4月1日から施行する。